

令和6年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 2月 16日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----------|
| 議長 | 山本 正二 | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 6番 | 縄田 善博 | 7番 倉増 知 |
| 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 | 10番 中野 修 |
| 11番 | 石田 健治郎 | 13番 | 安部 好恵 | 14番 岸 英法 |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清 | 17番 村上 浩一 |
| 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 | |
- 4 欠席農業委員
- | | | | | |
|----|--------|-----|------|--|
| 5番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 中嶋 誠 | |
|----|--------|-----|------|--|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 佐藤 和美 | 永安 達彦 | 末永 実 |
| 原田 一馬 | 阿川 伸美 | 山縣 正明 |
| 弘中 隆司 | | |
- 6 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主事 小池 正晃

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和6年第2回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員19名中17名、よって本総会が定数に達していることをご報告いたします。また欠席委員は、5番 伊藤委員、12番 中嶋委員でございます。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますよろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは指名をいたします。17番村上委員、18番安富委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入る前に一つだけ皆さんにご報告をしておきます。本日の農業委員会会議の議案の中に先月継続審議になった3条の案件が入っておりません。実はこの案件につきましては取り下げがありましたので、今回は入れておりません。皆さんにご報告しておきます。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第1位 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>農地法第3条許可申請2件について、説明します。</p> <p>1件目、権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。家を購入するにあたり併せて農地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第5号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第6号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第6号の各号に抵触しないと考えます。</p> <p>2件目資料、権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。耕作地が遠方のため維持・管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具はすでに保有されていることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、</p>

	<p>農地法第3条第2項の第1号～第6号の各号に抵触しないと考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。2件とも新規就農ですね？</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>ですので、地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
山縣推進委員	<p>山縣です。別段支障はないと思いますので、ご審議の程申し上げます。</p>
阿川推進委員	<p>阿川です。伊佐町河原の件でございますが、一昨日見て参りました。別に支障はないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何かありましたらお願いいたします。 無いようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成よって議案第1号は原案のとおり決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>朗読 1 件。</p> <p>それでは、農地法第 4 条許可申請 1 件について説明します。資料は 3～4 ページ、資料 3 の箇所です。申請地は●●から北に 4.0k m の位置にある農用地区域内農地です。植林するためのものです。10 月に除外の申請のあった場所になります。よってこの案件については、農振地域除外後といたします。この案件については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
井町委員	<p>4 番の井町です。4 条の関係でございますが、申請地は●●に向かいまして、●●というのがあります。その入口でございます。植林をするということでございますが、農振地域からはもう外れておりますので問題はございません。ですが、植えられる樹種を選ばなければ、後で問題になるのではと思っております。事務局の方でクヌギか落葉樹を植えるような指導をしていただけたらと思っております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願ひいたします。</p>
永安推進委員	<p>赤郷地区の永安です。現地調査行ったのですが、特に場所的には問題ないです。しかし、近所に太陽光発電があります。植林をするのなら樹種を考えてもらわなければならないと思います。事務局の方で伝えておいてください。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願ひいたします。</p> <p>ないようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか？</p> <p>それでは議案第 2 号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願ひいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>はい、賛成多数。よって議案第2号につきまして原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>それでは、農地法第5条許可申請4件について説明します。</p> <p>1件目、資料は5～6ページ、資料4の箇所です。申請地は●●から東へ2. 1kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。駐車場にするためのものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、資料は7～8ページ、資料5の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から西へ0. 8kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を譲り受け、売電事業を行うため、太陽光発電施設を設置するものです。</p> <p>この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、資料は、9～10ページ、資料6の箇所です。申請地は、●●から北東へ3. 3kmの位置にある農用地区域内農地です。申請地を借り受け災害復旧工事に伴う、資材置場を設置するものです。農用地区域内の転用ですが一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目、資料は、11ページ～15ページ、資料7の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は、●●から北東へ1. 6kmの位置にある農用地区域外農地です。申請地を借り受け、売電事業を行うため、太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
井町委員	<p>はい、4番の井町です。</p> <p>1件目でございます。現地は●●です。駐車場が狭くなったということで、一部を転用され駐車場とされるものでございます。問題は無いと思います。</p> <p>2番でございます。●●があります。その真下でございます。太陽光発電を設置されて別に問題は無いと思います。</p> <p>3番でございます。●●の方に入る大きな道があります。左側に進んだ場所でございます。災害復旧の工事をするために資材を置くということでございまして、一時転用をするものでございます。問題は無いと思います。</p> <p>最後に4番でございます。●●に向かいまして、●●というのがあります。●●は地区が管理していらっしゃったのですが、管理が困難になるということで太陽光発電を設置するものでございます。問題は無いと思います。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いたします。
阿川推進委員	<p>伊佐地区の阿川です。1件目ですが、井町委員のご説明のとおり問題は無いと思われま。</p> <p>2件目の森時住宅の件も、井町委員のご説明のとおり問題は無いと思っております。</p> <p>ご審議の程お願いたします。</p>
佐藤推進委員	綾木地区の佐藤と申します。3番目の件ですが、井町委員の言われるように問題は無いと思っておりますよろしくお願いたします。
弘中推進委員	4番、豊田前地区担当の弘中です。井町さんから聞いた説明にあったとおり、整地されておりますので何ら問題は無いと思っておりますので、審議の程よろしくお願いたします。

議長	はい、ありがとうございます。議員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	議案第3号につきまして、採決に移りたいと思います。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号の1番と2番は原案のとおり決定します。3番と4番につきましては常設審議委員会に送付しようと思います。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 事業計画変更申請2件について説明します。 1件目です。●●の申請です。畑地造成事前報告書を受理しており、その後3度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが、造成用の土不足のため、令和7年1月16日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は80.0%とのことです。申請者には事業計画変更の申請をされる際には期限の切れる1ヶ月前までには申請をしてください、と指導をしています。 2件目です。●●の申請です。畑地造成事前報告書を受理しており、その後4度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが、公共工事の残土数量が予定より少なかったため、令和7年3月31日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は71.5%とのことです。 以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員、分かる範囲で説明をお願いできますか。

高見委員	造成されているのは分かっています。まだ中途半端なところから問題は無いと思います。以上でございます。
議長	2番目をお願いします。
佐藤委員	なかなか最近公共工事の残土を確保するのが難しいようなので、このような状況になったというふうに見ています。この申請のとおり進捗率は70%程度じゃないかなと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かございますか。 無いようでしたら採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よってこの議案4号は議案とおりに決定をいたします。 続きまして議事順位5 報告第1号 公共工事に伴う転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 公共転用の届け出が1件ありましたので説明いたします。山口県宇部土木建築事務所より転用届が提出されました。災害復旧工事に伴う一時転用届です。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございますか。 無いようでしたら終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	

<p>事務局</p>	<p>それでは特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第6 報告第2号 農地法第18条 第6項の規定による通知について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>18件朗読。</p> <p>合意解約18件について報告します。</p> <p>1件目は、●●に関係するものです。</p> <p>2件目は、賃貸人が自己管理するために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>3件目は、賃借人死亡のため解約されたものです。</p> <p>4件目は、高齢のため耕作が困難となったため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>5件目は、病気のため耕作が困難となったため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>6件目～18件目は、高齢のため耕作が困難となったため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>担当農業委員さん、連絡とりながら耕作者を見つけていただけたらと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>他に何かご意見ございますか。</p> <p>特に発言が無いようですので、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。</p> <p>それでは、報告第2号は終わらせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>では続きまして議事順位第7 報告第3号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>現況証明願いの提出が3件ありましたので説明いたします。</p> <p>1件目です。●●の一部には墓があり、宅地と一体の庭として利用されています。現在は庭木が大きくなり全体として原野の状況です。</p> <p>●●は、昭和初期には宅地と一体の庭として利用されています。現在は庭木が大きくなり全体として原野の状況です。</p> <p>2件目です。●●は40年前には耕作を放棄し、石碑を設置しました。平成29年に石碑本体は撤去したが基礎部分が残っていま</p>

	<p>す。現在も全体として、宅地となっています。●●は、20年以上前から道路敷となっています。</p> <p>3件目です。●●は昭和50年代に取り壊しました。しかし、瓦の破片等が多く耕作地としては不向きだったため平成10年頃より物置場及び駐車場として利用しています。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
井町委員	<p>はい、4番の井町です。</p> <p>1番目です。現地は●●がありまして、そこを少し行って左側に現地がございます。申請のとおり庭木が大きくなっておりまして、畑の状態ではないと思います。</p> <p>2番目です。●●を●●に向かいまして、少し行った所の左側に現地がございます。石碑等は整地してありますが、基礎部分が残っていると見ております。問題は無いと思います。</p> <p>最後に3番目です。現地は●●から●●に向かいまして、その中に現地があります。既に畑は物置及び駐車場として使用されておりまして、問題は無いと思います。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
山縣推進委員	<p>山縣です。いま井町委員が言われたように別段問題は無いと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
阿川推進委員	<p>伊佐地区の阿川です。2番目の件ですが、井町委員さんの説明のとおり何ら問題がないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
末永推進委員	<p>末永です。井町委員さんのおっしゃられたとおり、長年駐車場として、資材置場として使われておりまして、問題は無いと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら終わりたいと思いますがよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは特に発言無いようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。 続きまして、その他の方に移りたいと思います。 農業相談日につきましては、2月は予約がございませんでした。よって行っておりません。 以上で本日の審議はすべて終了いたしました。皆さんの方より特に何かご意見ご提案等ございましたらお願いいたします。 ないようでしたら今後の日程を事務局よりお願いします。
事務局	それでは私の方から2点ほどご説明を申し上げます。 まず今後の日程についてです。総会は3月18日月曜日、午後2時から行います。農業相談は3月12日火曜日、午前9時から行います。当番委員は美祢地区が馬屋原委員、美東地区が倉増委員、秋芳地区が安富委員でございます。現地調査は3月7日木曜日、午前9時から行います。当番委員は俵委員、伊藤新司委員でございます。以上でございます。
事務局	私から2点ほど。 昨年の10月から今まで利用権設定の方皆さんお疲れ様でした。今日付けで締め切りたいと思っています。それを全部まとめて3月の総会で議案としてあげたいと思っています。その後告示をして、4月1日から契約ということになります。 それと、この後3時半からこちらの会場で標準貸金会議を行いたいと思いますので、関係のある委員の皆さま出席の程お願いいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは終わりたいと思います。
事務局	互礼。

午後15時00分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和6年2月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

